



## 株式会社神戸製鋼所神鋼加古川発電所に対する技術基準適合命令について

平成18年 6月28日

中部近畿産業保安監督部近畿支部

原子力安全・保安院 中部近畿産業保安監督部近畿支部は、株式会社神戸製鋼所より、6月24日、同社神鋼加古川発電所第6号ボイラーにおいて、大気汚染防止法に定める硫黄酸化物（以下、SO<sub>x</sub>という）にかかる排出基準を超えて運転していたとの報告を6月27日に受けました。

電気事業法の技術基準において、排出基準に適合しなければならないこととされています。

当支部においては、直ちに事実関係を確認する必要があると判断し、同日、電気事業法第107条第3項に基づく立入検査を実施したところ、同社からの報告どおり、SO<sub>x</sub>排出量の排出基準超過及び脱硫用石灰供給装置の不良を確認しました。

このため、当支部は本日同社に対し、別添のとおり第6号ボイラーの技術基準への適合を求めるための技術基準適合命令を発し、同基準に適合させることを命じました。

当支部としましては、今後の再発防止対策等について、引き続き指導監督していく所存であります。

（お問い合わせ先）

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

担当者：八島課長、友利補佐

電話：06-6966-6047(直通)

FAX：06-6966-6092

# 経 済 産 業 省

平成 18・06・28 産保近第 1 号  
平成 1 8 年 6 月 2 8 日

株式会社神戸製鋼所  
取締役社長 犬伏 泰夫 殿

中部近畿産業保安監督部長 吉田 盛厚

## 神鋼加古川発電所に対する技術基準適合命令について

上記の件について、電気事業法第 4 0 条の規定に基づき、下記のとおり命令する。  
命令の理由は別紙のとおり。

### 記

神鋼加古川発電所 6 号ボイラ - の付属設備である脱硫用石灰の供給装置の設備不良のため、6 号ボイラ - にかかる硫黄酸化物排出基準を超過したことに對して、電気事業法第 3 9 条に基づく技術基準に適合するように当該設備の修理等を行い、同基準に適合させること。

(別紙)

## 命令の理由

命令の対象となる電気工作物については、電気事業法第39条の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令により、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係るばい煙量又はばい煙濃度は、当該施設に係る同法第3条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の排出基準に適合しなければならない。

平成18年6月24日に発生した貴社神鋼加古川発電所6号ボイラ - における大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条第3項の排出基準の超過に関し、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査を同年6月27日に実施した結果、脱硫用石灰の供給装置の不良により、硫黄酸化物に係る排出基準1.75(大気汚染防止法第3条第3項の規定による同法施行規則第7条の規定に基づくKの値)を超過していることを確認した。

以上の確認の結果から、電気事業法第39条の規定に基づく技術基準に適合していないことが認められるため。